

市川市防災協力農地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、応急対策用地等として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、災害時における円滑な復旧活動に資する用地を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、市川市地域防災計画により災害対策本部が設置されたものその他これに準ずるものとして市長が特に認めたものをいう。
- (2) 応急対策用地等 消防、自衛隊等の進出拠点、災害復旧のための資材置き場、仮設住宅建設用地等として使用する場所をいう。
- (3) 防災協力農地 応急対策用地等に活用できる農地として市長が登録したものをいう。

(登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地である農地
- (2) 概ね300平方メートル以上の一団の農地
- (3) 既に当該登録をされている防災協力農地に接する農地

(登録の申出等)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者（以下「申出者」という。）は、防災協力農地登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 賃借権等が設定されている農地の所有者は、前項の規定による申出をするときは、権利者の同意を得るものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出のあった農地について、防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を防災協力農地登録基本台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

（登録証等の交付）

第5条 市長は、前条第3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該農地の所有者に防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

（登録の取消し）

第6条 登録証の交付を受けた者（当該農地を相続等で承継した者を含む。以下「登録者等」という。）は、防災協力農地の登録の取消しを受けようとするときは、防災協力農地取消届出書（様式第4号。以下「取消届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は防災協力農地が第3条各号に該当しなかったとき若しくは防災協力農地として適当でないと認めたときは、当該防災協力農地の登録を取り消し、その旨を防災協力農地取消通知書（様式第5号）により登録者等に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録者等は、防災協力農地の登録の内容に変更が生じた場合は、防災農地変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の期間及び更新）

第8条 防災協力農地の登録期間は、登録台帳に記載された日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、期間満了までに登録者等から取消届出書が提出された場合を除き、更に3年間登録を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（災害時の使用）

第9条 市長は、災害が発生した場合において、防災協力農地を使用するときは、登録者等にその使用を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により行うものとする。

(使用期間)

第10条 防災協力農地の使用期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、登録者等の同意を得て、これを延長することができる。

(土地使用料及び補償額等)

第11条 市長は、防災協力農地を使用した場合は、登録者等に対し、別表に定める土地使用料及び農業補償額を支払うものとする。

(原状回復)

第12条 市長は、防災協力農地の使用が終了したときは、速やかに使用前の防災協力農地の状態に回復し、所有者に返還するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

区 分	土地使用料	農業補償額
耕作地	防災協力農地の使用に係る年度の当該防災協力農地の固定資産税及び都市計画税相当額	防災協力農地における農業収入の見込額のうち減収となった額
不耕作地	に対し、その使用月数に応じて計算した額	—

備考

- 1 原状回復に際し、土の入れ替えが必要であると市長が認めた農地については、土壌の地力の低下、生産物の品質の低下等に係る補償として、農業補償額を基準に1年目75%、2年目50%、3年目25%を限度に補償する。
- 2 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

様式第1号（第4条関係）

防災協力農地登録申出書

年 月 日

市川市長

（申出者）住 所
氏 名
電話番号

次の農地について、防災協力農地の登録を申し出ます。

なお、次の農地が防災協力農地として登録された場合は、災害発生時から応急対策用地等として使用することを承認します。

農地の所在地	現況地目	面積 (㎡)	市街化区域		市街化調整区域	関係権利者の同意
			生産緑地	宅地化農地		氏名

※1 農地に利用権等の関係権利設定がされている場合は、関係権利者の同意欄に権利者が署名をしてください。

2 登録期間は2年間（2年を経過した日後の最初の3月31日）とします。

ただし、期間満了までに登録者等から取消届出書等が提出された場合を除き、更に3年間自動的に更新し、以後も同様とします。

様式第3号（第5条関係）

防災協力農地登録証

年 月 日

様

市川市長

1 登録番号

2 登録農地の概要

農地の所在地	現況地目	面積 (㎡)	備 考

3 登録期間 年 月 日から 年 3月31日まで

ただし、期間満了までに登録者等から防災協力農地取消届出書が提出されない場合は、期間満了毎に3年間登録を自動的に更新するものとします。

4 上記の農地は災害発生時の応急対策用地等として使用します。
使用する場合は別途要請します。

様式第4号（第6条関係）

防災協力農地取消届出書

年 月 日

市川市長

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

次の農地について、防災協力農地の登録の取消しを受けたいので、届け出ます。

農地の所在地	現況 地目	面 積 (㎡)	市街化 区 域	市街化 調 整 区 域	備 考
			生 産 緑 地		

様式第5号（第6条関係）

防災協力農地取消通知書

年 月 日

様

市川市長

次の農地について、防災協力農地の登録を取り消します。

農地の所在地	現況 地目	面積 (㎡)	備 考

様式第6号（第7条関係）

防災協力農地変更届出書

年 月 日

市川市長

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

次の防災協力農地について、登録内容を変更します。

- 1 登録番号
- 2 農地の所在
- 3 現況地目
- 4 面積（㎡）
- 5 変更する部分とその理由